



加美町長 猪股 洋文

加美町 再生可能エネルギーかわら版

Vol.1

R5.6.1
発行

編集・発行 加美町役場 地球温暖化対策室

宮城県加美郡加美町字西田三番5番地 TEL：0229-63-8008

かわら版発行にあたって

電気料金が高騰し、地球温暖化による豪雨災害等が頻発する中、私たちは「自分ごと」として、再生可能エネルギーについて理解し、脱炭素社会をめざしていかなければなりません。

しかしながら、風力発電事業について、町民の皆様から様々な疑問や不安が寄せられているため、町はJRE宮城加美ウインドファームの事業者に対し、それらの不安等を払拭する内容を盛り込んだ協定書の締結を提案し、この度、調印の運びとなりましたので、内容等についてお伝えさせていただきます。

5月2日の締結式には、ジャパン・リニューアブル・エナジー(株)（以下JRE）竹内一弘社長、東北電力(株)の佐々木裕司常務に出席していただき、両氏より、責任を持って約束を果たすと明言していただきましたので、次ページ以降でご確認ください。

当事業は、ENEOS(株)が株主であるJREと東北電力が出資し設立した「合同会社JRE宮城加美」により実施されているものです。実施に当たっては、経済産業省の認可を受け、様々な法令を遵守し、かつ、東北の地方銀行6行の厳しい審査を経て融資を受けています。

町では、町有地の貸し出しに当たり、事前に議員の皆様の説明し、協定書の締結に当たっても、4月19日の加美町議会全員協議会及び、4月27日の加美町議会再生可能エネルギー発電事業等に関する調査特別委員会において詳細な説明を行っています。

なお、町民の皆様のご心配を受け止め、他の2事業者に対し、以下の3つのことを強く申し入れしています。

(株)グリーンパワーインベストメント及び 日本風力エネルギー(株)への要望等

- ① 事業者は、JRE宮城加美の風車が稼働し、町民の理解が深まらない限り、準備書を提出しないこと。
- ② 事業者は、水源に影響を及ぼすような場所や土砂災害を引き起こす場所を回避すること。
- ③ 町は、地域住民の理解が得られ、かつ、事業の公益性が認められない限り、保安林の解除に同意しないこと。

町では、今年度から地球温暖化対策室を設置し、国の「脱炭素先行地域」をめざすと共に、風力発電事業が、環境破壊や健康被害、災害の誘発につながることを防ぐよう、法令に基づきしっかりと対応してまいりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

1 協定の目的

町への運転状況等の報告、自然災害時の措置、事業廃止後の解体撤去、地域貢献などの事業者の責任ある対応等について、町と事業者の間で約束することを目的に協定を締結しました。

2 協定における主な約束事項

1 町へ運転状況及び解体撤去費用の積立状況等を報告する

運転開始後には、風力発電施設の発電計画と実績（kWh）、風力発電施設の解体・撤去に係る費用の積立計画と積立状況を報告します。

2 事故が発生した場合、応急措置を行い、原因究明と再発防止策を講じる

未然に事故を防ぐ計画となっていますが、万が一、故障、破損等の事故が発生したときは、事業者が直ちに応急の措置をとり、原因究明と再発防止策を講じます。

3 自然災害時、事業者が積極的に復旧に努める

事業実施区域における自然災害時において、事業の遂行に支障となる程度の修繕（将来の事業への支障や周辺への支障を含む）の必要が生じた場合、事業者は、自らの費用負担により積極的な復旧に努めます。

4 住民に損害が発生した場合、調査結果に基づき補償する

事業実施区域の周辺住民等に損害が発生した場合、事業者は、第三者調査機関により原因を調査し、事業に起因すると判明した場合は補償します。なお、原因が特定できない場合、事業者が真摯に対応し、双方の納得がいくよう協議します。

5 事業廃止時には、町へ事前協議し、事業者が解体・撤去等を行う

事業を廃止または休止するときは町に事前協議し、廃止時には事業者の費用と責任において、解体・撤去します。

6 地域経済の発展に寄与する

風力発電所施設の設置・運営にあたり、地元から優先的に物品調達や雇用を行います。

7 自然環境の保全、農林業の振興などの目的で町へ毎年1千万円を寄付する

自然環境の保全、農林業の振興、集落支援、市民活動の支援、子育て支援、環境教育などに資する地域貢献を積極的に行います。また、町に対し、毎年1千万円を寄付します。



加美町、合同会社JRE宮城加美と協定書締結



(左から) 東北電力(株)佐々木常務、JRE(株)竹内社長、猪股町長

協定締結式記者会見の概要

JRE(株)竹内社長あいさつ

今回、協定書を締結することにより、会社としての責任を明確にしました。

加美町の資源を活用させて頂き事業を行うので、地域貢献を行うことも明記させていただきました。

東北電力(株)佐々木常務あいさつ

東北電力はこれまでも責任ある事業者として事業を実施してきました。今後とも地域の方の理解を頂きながら責任をもって事業を行っていきたい。

健康への不安について

JRE竹内社長 騒音については環境影響評価で問題がないことを確認しておりますが、住民から騒音について申し出があれば中立的な機関に調査を依頼し、真摯に対応します。

自然災害被害の復旧について

JRE竹内社長 事業用地、組立をする平場、のり面などはJRE宮城加美の責任で復旧します。今回の協定書で事業者が責任をもって対応することを書かせていただきました。

風力発電施設の解体費用について

JRE竹内社長 計画に解体費用を盛り込んでおり、事業者への利益配当より優先して解体費用の積立を行うこととなります。なお、解体費用については積立用の口座残高も町に報告を行います。

発電した電気の供給先について

JRE竹内社長 全量を東北電力ネットワークに売電しますので、原則として東北電力ネットワーク管内で使用されます。
東北電力佐々木常務 宮崎の変電所に送電した後、近いところから順次使用されます。

町有地の貸付について

町はこれまで、下記のとおり、公有財産取得処分検討委員会における協議、議会への説明を重ねた上で、条例に基づき事業者へ町有地を貸付しています。

年 月 日	委 員 会 等	内 容
平成31年2月5日	公有財産取得処分検討委員会	土地貸付について許可する方向で進めるが、契約内容や貸付料等について協議が必要との結果。
令和元年6月20日	公有財産取得処分検討委員会	契約内容や貸付料等について、継続して協議が必要との結果。
令和元年9月10日	加美町議会全員協議会	町有地の貸付に係る事業者との協議の状況、公有財産取得処分検討委員会における審議の内容について説明し、特に異論なし。
令和元年11月21日	公有財産取得処分検討委員会	地上権及び地役権による町有地の使用、町有地使用に係る使用料金について協議。
令和元年12月3日	加美町議会全員協議会	町有地の貸付の経緯、協議の状況について説明し、特に異論なし。
令和2年3月27日	契約締結	合同会社JRE宮城加美と、条件付地上権設定契約、条件付地役権設定契約及び地役権設定予約契約を締結。

風力発電の事業化までの流れ

風力発電事業は、再エネ特措法（FIT法）に基づき、**国（経済産業省）が事業を認可します**。事業認可に加え、設置の検討から事業開始まで様々な手続きがあり、環境影響評価法、森林法に基づく林地開発許可、電気事業法、農地法など、関係法令等に基づく厳しい基準や審査をクリアした上で進められます。町は、環境影響評価法に基づき意見をするほか、各法令に基づく協議や手続きを行っています。

環境影響評価法

配慮書

一般意見、県審査会、町意見、知事意見、環境審査顧問会、環境大臣意見、経産大臣意見

方法書

一般意見、県審査会、町意見、知事意見、環境審査顧問会、経産大臣勧告

準備書

一般意見、県審査会、町意見、知事意見、環境審査顧問会、環境大臣意見、経産大臣勧告

評価書

その他の 主な関係法令

再エネ特措法（FIT法）

森林法 林地開発許可

農地法 農地転用

電気事業法

事業実施

※主な手続きの例を記載しています。手続きは立地状況など事業内容によって異なり、その他にも、道路法、河川法、埋蔵文化財保護法、建設リサイクル法、土壤汚染対策法など様々な関係法令があります。